特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名		
12	いちき串木野市	健康増進関係事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

いちき串木野市は、健康増進関係事務に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

健康増進関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報 保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

いちき串木野市長

公表日

令和7年7月30日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務					
①事務の名称	健康増進事業の実施に関する事務					
②事務の概要	健康増進法に基づき、各種検診の対象者の管理、対象者への受診券の送付、各種検診の実施、対象者への勧奨、受診結果の管理、統計処理の管理を行う。また、マイナーポータルを利用して自らの受診情報を確認することができる。 ・歯周病検診、肝炎ウイルス検診、がん検診、骨粗鬆症検診(健康増進法第19条の2) ・健康増進事業の実施に関する情報提供の求め(健康増進法第19条の4)					
③システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー					
2. 特定個人情報ファイル	名					
健診対象者ファイル 宛名情報ファイル						
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表111の項 番号法別表の主務法令で定める事務を定める命令第54条 番号法第19条第6号(委託先への提供)					
4. 情報提供ネットワーク:	システムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢>					
②法令上の根拠	【個人情報の照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項 【個人情報の提供】 番号法第19条第8号に基づく主務省令の表139の項					
5. 評価実施機関における	5担当部署					
①部署	健康増進課					
②所属長の役職名	健康増進課長					
6. 他の評価実施機関						
_						
7. 特定個人情報の開示	訂正•利用停止請求					
請求先	いちき串木野市 健康増進課 〒896-8601 いちき串木野市昭和通133-1					
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ					
連絡先	いちき串木野市 健康増進課 〒896-8601 いちき串木野市昭和通133-1					
9. 規則第9条第2項の適	用 []適用した					

適用した理由

エ しさい。旧刊的場は

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未满]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
	いつ時点の計数か	令和	17年4月1日 時点			
2. 取扱者	2. 取扱者数					
特定個人情	報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和	17年4月1日 時点			
3. 重大事故						
	内に、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策 						
1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
<選択肢> 1)基礎項目評価書 [基礎項目評価書] 2)基礎項目評価書及び重点項目評価書 3)基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。						
2. 特定個人情報の入手(青報提供ネット	ワークシステ	ムを通じたス	、手を除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[+	分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に		n -+ =	٦	<選択肢> 1) 特に力を入れている		

必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	十分である	J	2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		1]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	〒(委託や情報提供ネットワー	ークシステムを	通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・	消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業			[]人手を介在させる作業はな	はい		
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。 移行作業時におけるリスクに対する措置 ①データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者の権限管理 ・特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効し、必要最小限の権限及び数に制限している。 ・作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステム的に制御している。 ・移行以外の目的・用途でファイルを複製しないよう、作業者に対して周知徹底を行っている。 ②移行データ ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態としている。 ・作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録している。 ・作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録している。 ・システム間でのデータ転送により移行作業を行う場合は、専用線による接続を行い、外部からの読み取りを防止している。 ③テストデータ ・特定個人情報をマスキング対象項目と定め仮名加工を施し、必要最小限のテストデータのみを生成している。 ④相互牽制					

9. 監査				
実施の有無	[〇] 自己点検	[] 内部監査	[〇] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・	啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている	3	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[]全	項目評価又は重点項目評価を実施す	る
最も優先度が高いと考えられ る対策	3) 権限のない者によって 4) 委託先における不正。 5) 不正な提供・移転が行 6) 情報提供ネットワーク 7) 情報提供ネットワーク	れるリスクへの対策、事務に必要のない情報で不正に使用されるリスクへの対な使用等のリスクへの対策でわれるリスクへの対策でシステムを通じて目的ダウンステムを通じて不正ない、、減失・毀損リスクへのが、	最との紐付けが行われるリスクへの対策 クへの対策 対策 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を トの入手が行われるリスクへの対策 は提供が行われるリスクへの対策	}
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドラインに従い、毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度任用職員を含む。)等に対し、研修やeラーニングを実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対してはフォローアップを行うなど、関係する全ての職員等が研修を受講するための措置を講じていることから、従事者に対する教育・啓発は十分であると考えれる。

中間サーバ・プラットフォームにおける措置

- ①物理的安全管理措置
- ・中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を 厳重に管理する。
- ・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
- ②技術的安全管理措置
- ・中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。
- ・中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。
- ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。

ガバメントクラウドにおける措置

①物理的安全管理措置

・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバ等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。

- ・事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。
- ②技術的安全管理措置
- ・国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。
- ・地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用について【第2.1版】」(デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウ運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続 的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。
- ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。
- ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。
- ・地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウエアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。
- ・ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。
- ・地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。
- ・地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。

判断の根拠

変更箇所

変 更固	ולק				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	II — 1	2014/12/1	2016/4/1	事後	
平成28年4月1日	II -2	2014/12/1	2016/4/1	事後	
平成28年4月1日	I -1-2	訪問指導及び	へ の	事後	
平成28年4月1日	I -1-2	②健康相談等に関する事務	(削除)	事後	
平成28年4月1日	I -3	番号法第9条第1項、別表第一 第76項並びに 健康増進法第17条等	番号法第9条第1項、別表第一 第76項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定	事後	
平成29年4月1日	I -5-2	所﨑 重夫	若松 友子	事後	
平成29年4月1日	Ⅱ -1	2016/4/1	2017/4/1	事後	
平成29年4月1日	Ⅱ-2	2016/4/1	2017/4/1	事後	
平成30年4月1日	Ⅱ -1	2017/4/1	2018/4/1	事後	
平成30年4月1日	Ⅱ-2	2017/4/1	2018/4/1	事後	
平成31年4月1日	I -5-2	健康增進課長 若松友子	健康増進課長	事後	様式変更によるもの
平成31年4月1日	II — 1	2018/4/1	2019/4/1	事後	
平成31年4月1日	Ⅱ-2	2018/4/1	2019/4/1	事後	
平成31年4月1日	IV		項目の追加	事後	様式変更によるもの
令和2年1月1日	II — 1	2019/4/1	2020/1/1	事後	特定個人情報保護評価の再 事施
令和2年1月1日	Ⅱ-2	2019/4/1	2020/1/1	事後	特定個人情報保護評価の再 実施
令和3年1月1日	II — 1	2020/1/1	2021/1/1	事後	200
令和3年1月1日	Ⅱ-2	2020/1/1	2021/1/1	事後	
令和4年3月1日	I -1-1	健康增進関係事務	健康増進事業の実施に関する事務	事前	
令和4年3月1日	I-1-2	健康増進法の規定に則り成人検診情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行	健康増進法に基づき、各種検診の対象者の管理、対象者への受診券の送付、各種検診の実	事前	
令和4年3月1日	I-1-3	健康管理システム 統合宛名システム	健康管理システム 統合宛名システム	事前	
令和4年3月1日	I -4-①	未定	実施する	事前	
令和4年3月1日	I-4-2		番号法第19条第8号及び別表第二 別表第二における情報提供・情報照会の根拠	事前	
令和4年3月1日	II — 1	令和3年1月1日時点	令和4年1月1日時点	事後	
令和4年3月1日	Ⅱ-2	令和3年1月1日時点	令和4年1月1日時点	事後	
令和4年3月1日	IV-8	外部監査	自己点検、外部監査	事後	
令和5年4月1日	Ⅱ -1	令和4年1月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年4月1日	Ⅱ-2	令和4年1月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年4月1日	Ⅱ-1, 2	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和7年4月1日	I I −1, 2	R6.4.1	R7.4.1	事後	
令和7年4月1日	I -3	番号法第9条第1項 別表第一 第76項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定 める命令 第54条	番号法第9条第1項 別表111の項 番号法別表の主務法令で定める事務を定める 命令第54条 番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	
令和7年4月1日	I -4	番号法第19条第8号及び別表第二 別表第二における情報提供・情報照会の根拠 102の2の項	[個人情報の照会] 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表139の項 [個人情報の提供] 番号法第19条第8号に基づく主務省令の表13 9の項	事後	
令和7年4月2日	IV-2,4,5	特に力を入れている	十分である	事後	
		•			